

「原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針」（案）の概要

市町村避難計画策定支援に係る県地域防災計画での記述の要旨

原子力緊急事態となった場合は、放射性物質の放出前であっても、UPZや、対策強化地域においても事態の進展に応じ屋内退避を行うこと、また、その放出後は、避難の判断基準（OIL）に基づく避難を行うことを基本とし、県は、市町村の避難計画策定を支援する取組みを進める。

当面の市町村避難計画の策定は、概ね以下のとおりとする。

- ① 県内のUPZでOILに基づき避難を要する場合
 - ・ 揖斐川町内での避難（平成 24 年度内に計画を策定）
- ② 対策強化地域の一部地域*でOILに基づき避難を要する場合
 - ※県のシミュレーションで年間実効線量が 100 ミリシーベルト以上となる可能性が示された市町
 - ・ 市町村境を超える避難（概ね平成 25 年度内に計画を策定）
- ③ 対策強化地域*でOILに基づき避難を要する場合
 - ※県のシミュレーションで年間実効線量が 20 ミリシーベルト以上となる可能性が示された市町
 - ・ 県境を超える具体的な避難のあり方については、国、関係府県による「広域的な地域防災に関する協議会」のワーキンググループで予定されている検討の結果等を踏まえ、考え方を整理
 - ・ 広域避難に関する国の具体的な方針が示された場合には、必要な見直しを実施

○緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action Zone）

市町村名	地区名
揖斐川町	<small>かわかみ</small> ・ 坂内川上地区 <small>かどにゅう</small> <small>つか</small> ・ 藤橋地域の門入地区・塚地区のうち、原子力施設から 30km 圏内の地域

○原子力災害対策強化地域

		① 甲状腺等価線量が週 50 ミリシーベルト以上となる可能性が示された地域	② 実効線量が年間 100 ミリシーベルト以上となる可能性が示された地域	③ 実効線量が年間 20 ミリシーベルト以上となる可能性が示された地域
圏 域	岐阜	—	—	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町
	西濃	大垣市（旧上石津町）、垂井町、関ヶ原町、揖斐川町（旧春日村及び旧坂内村）、池田町	大垣市（旧大垣市）、関ヶ原町、揖斐川町（旧藤橋村及び旧坂内村）	大垣市、海津市（旧平田町）、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町
	中濃	—	—	関市（旧板取村）、可児市（旧可児市）、郡上市（旧八幡町、旧大和町、旧美並村、旧明宝村及び旧和良村）
	東濃	—	—	多治見市（旧多治見市）
	飛騨	—	—	下呂市（旧金山町及び旧馬瀬村）

【参考：原子力災害対策指針における OIL の指標】

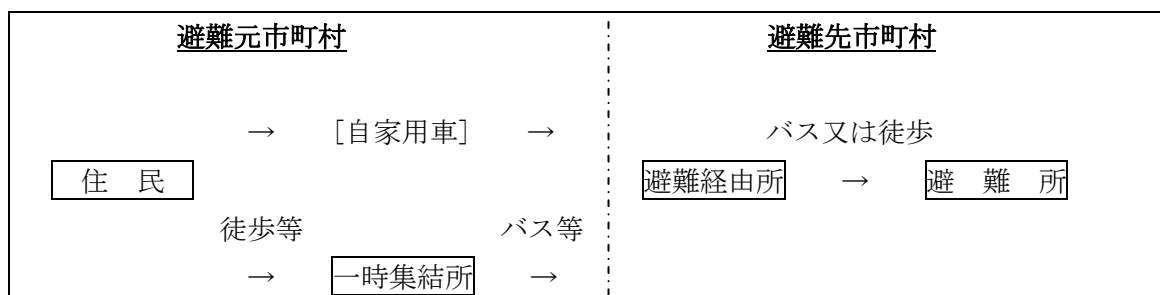
- ・ プルーム通過に伴う放射線量の一時的な上昇を除き、毎時 $20 \mu\text{Sv}$ （年間 20mSv 相当）を計測した時に、1 日内を目途に区域を特定し、1 週間程度内に避難

「原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針」（案）の概要

1 基本的な考え方

- ①避難先は、市町村単位であらかじめ定める。
- ②避難は、自家用車避難を原則とする。
- ③自家用車避難が困難な場合は、避難元市町村内に設けられる一時集結所に徒歩等で集合する。
- ④一時集結所からは、避難元市町村又は県が準備するバス等により、避難先市町村内に設けられる避難経由所に移動する。
- ⑤自家用車避難の場合は、避難先市町村内に設けられる避難経由所に集合する。
- ⑥避難経由所は、県、避難元市町村との調整を踏まえ、避難先市町村が自市町村内に設ける。
- ⑦避難経由所からは、避難元市町村又は県が準備するバス、又は徒歩により、避難先市町村内の避難所へ避難する。

【避難のイメージ】



2 避難実施時の対応

- ①県は、避難元市町村と連携し、あらかじめ定める避難先市町村へ、避難の受け入れを要請する。
- ②避難元市町村は、避難時の混乱を避け、地域コミュニティー維持や円滑な避難住民支援を行うため、一定の地域単位で避難ができるよう努める。
- ③個別の避難所の選定は、避難元市町村と避難先市町村とで調整を行う。
- ④避難に当たっては、避難先の放射線量を評価し、10mSv/年未満であること等受け入れに支障がないことを確認する。
- ⑤県、避難元市町村は、避難先市町村から受入可能日時、避難所毎の受入可能人数、避難経由所の場所・駐車可能台数、人的・物的支援の要望を聴取する。
- ⑥あらかじめ定める避難先市町村への避難が困難な場合は、県は、避難元市町村と連携し、県内の他市町村若しくは他県と受け入れに向けた調整・協議を行う。
- ⑦災害の状況によっては、避難元市町村内での避難を行う。

3 避難所等の運営等

- ①避難開始当初は、県及び避難元市町村は住民の送り出しに全力をあげなければならぬため、避難所、避難経由所の開設・管理、避難住民の誘導等住民の受入業務は、避難先自治体側が対応する。

- ②避難先市町村は、避難経由所の開設を優先的に進め、避難住民を避難所へ誘導する。
- ③避難元市町村は、避難後可能な限り速やかに避難所の運営を行えるよう職員を派遣し、早期に避難元市町村及び避難住民による自主運営に移行する。
- ④避難所の施設管理は、避難所の運営体制にかかわらず避難先自治体側が行う。

4 避難物資の確保

- ・避難所の飲食物や毛布等避難物資・生活必需物資について、県及び避難元市町村は、連携して国や関係事業者、避難先市町村等に支援を要請し、迅速に確保する。

5 スクリーニングの実施

- ・避難所に入る前に、避難者に対するスクリーニング検査を行うことを基本とするが、今後、国の指針等で示される避難住民、車両等に対するスクリーニングを行う基準、実施時期、範囲・レベル、場所、機器、人員体制等を踏まえ、スクリーニング体制の検討・整備を進める。

6 避難行動要支援者への対応

- ・国と関係府県（福井・岐阜・滋賀・京都）による「広域的な原子力災害に関するWG」における改正災害対策基本法に基づく各市町村の避難行動要支援者名簿や個別計画の策定状況も踏まえた検討の結果等を受け、対応するものとする。

7 避難長期化への対応

- ・国、県、避難元市町村で連携し、可能な限り早い段階から二次避難先の確保に向けた検討を開始し、可能な限り早期に移転できるよう努める。

8 費用負担

- ・最終的に受入自治体の負担とならないことを国に確認しており、個別具体的なケースに応じた費用保障の枠組み、関係法令等の適用基準の明示を国に求めているところであり、これを踏まえて対応するものとする。

避難受け入れ人数一覧

避難元市町村	避難先市町村名[対象地域：旧市町村単位]	受け入れ人数
関ヶ原大垣市	海津市（旧海津町、旧南濃町）	9,000
大垣市	関市（旧洞戸村、旧武芸川町、旧関市、旧武儀町、旧上之保村）	12,200
揖斐川町大垣市	美濃市	1,900
大垣市	美濃加茂市	3,800
	可児市（旧兼山町）	200
	郡上市（旧白鳥町、旧高鷲村）	1,900
	坂祝町	1,300
	富加町	600
	川辺町	1,200
	七宗町	1,400
	八百津町	2,400
	白川町	3,600
	東白川村	700
	御嵩町	2,400
	多治見市（旧笠原町）	600
	中津川市	17,000
	瑞浪市	3,600
	恵那市	10,500
	土岐市	2,200
	高山市	11,000
	飛騨市	6,100
	下呂市（旧萩原町、旧小坂町、旧下呂町）	5,500
	白川村	900
	合 計	100,000

※ 上記受け入れ人数は、コミュニティーの維持に配慮し、想定避難者数の約5%増しで算出している。

- ・各市町村の受け入れ人数は、各市町村の避難所収容可能人数に応じて算出した。
- ・災害の状況により、実際の避難者数が想定を上回る場合は、上記市町村に、可能な範囲内での受け入れの増員を要請する。
- ・避難者数が想定を下回る場合は、受け入れ可能人数、避難元市町村の意向等を勘案し、調整を行う。

【参考：想定避難者数】（平成24年3月31日時点の住民基本台帳に基づく）

揖斐川町（旧藤橋村・旧坂内村の一部）541人、関ヶ原町の一部1,343人、

大垣市（旧大垣市の一部）92,832人

合計：94,716人